

盛岡市観光審議会開催のお知らせ

令和7年度第1回盛岡市観光審議会を次のとおり開催します。

令和7年10月16日

盛岡市観光審議会

1 開催日時

令和7年10月21日（火）15時から16時半

2 開催場所

盛岡市勤労福祉会館 401・402会議室（盛岡市紺屋町2-9）

3 議題

- （1）盛岡市宿泊税検討委員会検討報告書について
- （2）盛岡市宿泊税検討委員会検討報告書の提出
- （3）第5期観光推進計画アクションプラン進捗状況について
- （4）その他

4 傍聴定員

5人

5 傍聴の可否及び手続

- （1）この会議は、傍聴することができます。
- （2）傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、14時45分までに会場においでください。なお、開催時刻以降は、入室できない場合があります。
- （3）傍聴を希望する方が多い場合は先着順に傍聴者を決定します。

6 問い合わせ先

盛岡市交流推進部観光課 観光企画係

電話番号 019-626-7539

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 開会予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。